

NPO法人Stand with Syria Japan

<https://standwithsyria.jp.com>

2023年2月12日21時00分

【緊急事態宣言】

弄ばれるシリア北西部の命: 完全機能不全の国際社会、アサド政権への支援出資の危険性

2023年2月6日、午前4時17分(シリア現地時間)に発生したマグニチュード7.8の地震は甚大な被害をシリア北部、トルコ南部へもたらした。現在シリア北西部では2,167人の死者、2,950人の負傷者が確認されている¹。地震の発生から生存者救出の分岐点と言われる72時間以上を大幅に経過した現在も、シリア北西部ではホワイトヘルメッツ(The White Helmets)をはじめとするシリア人市民組織による決死の被災者救援作業、緊急人道支援活動が続いている。



瓦礫の中に埋まる人々の救助活動。イドリブ県トルマニーン。2月6日撮影。©Stand with Syria Japan

東京を本拠地としシリア北西部地域イドリブ県・アレッポ県で緊急人道支援活動を展開するNPO法人Stand with Syria Japan(SSJ)は、この大震災の発生によるシリア北西部の甚大な被害状況、並びに国際社会の対応の圧倒的な遅れを受け、ここに緊急事態宣言を発表する。

SSJ現地スタッフの北西部被災地調査・報告によれば、国連をはじめとする国際支援、並びに、シリア政府を介した各国の国際支援はいずれも非常に限定的なものに留まっている。今回の被災地である北西部イドリブ県は、2011年より12年に及ぶシリア危機においてアサド政権軍・ロシア軍の爆撃攻撃により、家屋、生活インフラ、医療施設は徹底的に破壊されてきた。このように既に基盤が脆弱化した北西部を襲った当該震災への対応においては、外部からの支援(国際支援)が必要不可欠となる。これまで国連安保理決議(2672)で確保されたバブ・アル・ハワ検問所(トルコ国境)が北西部への唯一の支援搬入ルートとして確立されていたが、地震の影響を受け使用が困難となっていた。2月12日現在検問所の通行は再開されているものの依然として国際支援は限られている²。SSJが2月10日に現地ジャーナリスト・人道支援組織に対して行った調査では、災害発生から6日が経過した時点でようやく国連の援助トラックが22台北西部に入った(うち震災援助に特化した援助トラックは14台)が、これは依然として北西部の甚大な被災状況を到底カバーすることのできない微々たる支援である。現在、シリア北西部は国際社会から完全に見放された状況にある。

¹ ホワイトヘルメッツ現地時間2023年2月11日22時00分時点統計。See, The White Helmets, <https://www.whitehelmets.org/en/> (visited 12 Feb 2023).

² See, Louisa Loveluck, "In earthquake-battered Syria, a desperate wait for help that never came," The Washington Post, 10 Feb 2023, <https://www.washingtonpost.com/world/2023/02/10/syria-turkey-earthquake-aid-rescue/>, (visited 12 Feb 2023).

このような緊急事態において、実際に現地で支援活動を展開するNPO法人として、我々は各国政府、市民から寄せられる支援表明を歓迎する一方で、シリア危機において市民殺害の87.55%の責任を負っているアサド政権を介しての支援提供には非常に強い懸念を示す³。アサド政権は同国に発生したこれまでの人道危機状況に際して、寄せられた国際支援物資や資金の横領・搾取や国連の支援物資トラックを爆撃してきた⁴。更に、Physicians for Human Rights(PHR)の報告によれば、2011年3月～2022年6月までにシリアでは601回の医療施設への攻撃が確認されており、このうち298回がアサド政権によるものであり、うち244回がシリアまたはロシア政府によるものである⁵。このようにアサド政権はこれまで幾度となく「人道支援の妨害」を繰り返してきた歴史があり、政権経由の人道支援が被災者に確実に届くとはいえ到底考えられないのが現実である。

また、この緊急事態に乗じてアサド政権に課された経済制裁の解除を求める風潮が国際世論に台頭していることに対しても、我々は強い懸念を表明する。これらの風潮の背景になっているのは「アサド政権に課せられた経済制裁によりシリアへ国際支援が搬入されないので、制裁解除を要請する」といった言説であるが、一般にいうシリアに課されている「経済制裁」というのは米国やEUによるものであり、例えば米国が2020年6月に発効した制裁「Ceaser Syria Civilian Protection Act of 2019(シーザー法)」は、人道支援を目的にした物資の搬入を規制していない⁶。これはEUによる制裁においても同様である。現に、2月11日、政権支配地域アレッポ県に国際連合世界食糧計画(WFP)による人道支援物資が配布されている。故に、「シリアに支援物資が入らないのは経済制裁によるもの」という認識はシリア危機の実情とは掛け離れた誤弁である。元より、アサド政権に経済制裁が課されているのは、シリア危機においてこれまで政権が遂行してきた市民に対する重大な人権蹂躪によるものであり、これら人権侵害のアカウントビリティや加害者訴追が十分に果たされておらず、同国の人権状況が依然として改善していない現在、制裁解除を要求することは被害者の正義の回復や平和構築の側面からも不適切な言動である。このようなナラティブはアサド政権関係者・支持者だけにとどまらず、国連組織やNGO組織にも垣間見える。例えば2023年2月8日午後11時放送の日本テレビ「news zero」番組内で被災状況についてシリア国内からインタビューを受けた国連職員は「経済制裁を受けている紛争下のシリアにはなかなか外国からの支援が来ない状況にありますので、いろんなものが足りていないのが現状」と発言している。しかし、既述の通りこの指摘は事実とは異なり、発言者の意図は問わず非常事態を理由にアサド政権の残虐性を中和し、視聴者の誤解を招くことに繋がり兼ねない危険なものである。これら経済制裁の解除要請を通して図られるアサド政権の正当性の回復は「人道危機の政治利用」に該当し、強く糾弾されるべきである。

要請

- (1) シリア政府
北西部への国境通過を許可し国際支援アクセスを可能にすること、並びに、支援物資・資金の搾取を中止し、全ての支援を国内の被災者に公正に届けることを求める。同時に、最低限の国際法を遵守し、被災地を含む全ての地域に居住する民間人への攻撃を即時停止することを求める。
- (2) トルコ政府
シリア北西部との検問所を解放し国際支援アクセスを確保すること、トルコ国内のシリア難民に課せられる移動制限等の自由を制限する諸規則の緩和を求める。
- (3) 国際連合
国連憲章にて合意される「国際の平和及び安全の維持」に従い、トルコとの国境検問所の使用に踏み

³同盟国であるロシアの加害を含めるとアサド政権は91%以上の責任を負う。See, Syrian Network for Human Rights (SNHR), <https://snhr.org/blog/2021/06/14/civilian-death-toll/> (visited 12 Feb 2023).

⁴ See, Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic (CoI Syria), “13th report of the Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic – A/HRC/34/64 1 March 2017”.

See, Syrian Association for Citizens Dignity (SACD), “Weaponization of Aid, Interference and Corruption Syrian Regime’s Methods of Control of Humanitarian Sector,” <https://syacd.org/weaponization-of-aid-interference-and-corruption/>, (visited 12 Feb 2023).

See, Natasha Hall, Karam Shaar, and Munqeth Othman Agha, “How the Assad Regime Systematically Diverts Tens of Millions in Aid, 20 Oct 2021, Center for Strategic and International Studies (CSIS),” <https://www.csis.org/analysis/how-assad-regime-systematically-diverts-tens-millions-aid>, (visited 12 Feb 2023).

⁵ See, Physicians for Human Rights (PHR), “Physicians for Human Rights’ Findings of Attacks on Health Care in Syria,” <http://syriamap.phr.org/#/en/findings>, (visited 12 Feb 2023).

⁶ H.R.31 - Caesar Syria Civilian Protection Act of 2019

切り、当震災において最も支援が足りてない北西部地域内の被災者への早急な救助・支援搬入を求める。同時に、安全保障理事会の完全凋落を認識し、従来の緊急災害対応スキームを改定し、新たな緊急対応策のアクティベートを求める。

(4) 日本政府

2月8日松野博一官房長官の記者会見で表明された支援検討は、シリア政府からの要請に応えるものに留まっており、アサド政権を経由しない形で孤立するシリア北西部へ国際緊急援助隊・救助チームの迅速な派遣や不足する支援物資の搬入を求める。同時に、大地震の被災国としての経験、並びに、技術をシリアの被災者支援に最大限活かすことを求める。

(5) 反体制派組織

全ての戦闘を停止すること、非政権支配地域への全ての人道支援の搬入を許可し、被災者への支援を保証することを求める。

(6) 国際世論・市民社会

経済制裁解除の要請など「人道危機の政治化」に該当する言説に飲み込まれることなく、シリア危機に対する公正な判断を求める。シリア北西部への支援が依然として圧倒的に不足している中、一人ひとりの言動が現地の人々の命に左右することを再認識し、震災支援を一過性のもので終わらせず、長期的な支援を求める。



行き場を無くした被災者。アレッポ県ジュンダリス。©Stand with Syria Japan

更なる情報を含め、本声明に関するお問い合わせ：info@standwithsyria.jp